諮問の概要

１　該当条文

・大阪府個人情報保護条例第７条第５項（要配慮個人情報の収集の制限の例外事項）

・大阪府個人情報保護条例第８条第２項第９号（目的外利用禁止原則の例外事項）

２　趣旨・目的

1. 概要

新型コロナウイルス感染症拡大により、低所得のひとり親家庭の心労が重なっている状況や、学校休業等が行われること等に伴って子どもが在宅することで、子どもの養育のための支出を余儀なくされたり、仕事を休むことで収入が減少したりする状況を支援することを目的として、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業を実施する。

支給対象者は、令和２年６月分の児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けている者（以下「児童扶養手当受給者」という。）や児童扶養手当の認定を受けていないが新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した者等となるため、これらの氏名等を収集する必要がある。

収集する情報は、児童扶養手当の支給要件である父母が婚姻を解消した児童、父または母が死亡した児童、父または母が一定の障がいの状態にある児童等を監護している母または監護し、かつ生計を同じくしている父等の要件を確認できる情報である。

ひとり親家庭の情報や障がいの情報は社会的差別の原因となるおそれのあるものであり、その取扱いが不適正であるような場合には、個人の権利利益の侵害のおそれが大きいことから、当該情報は「要配慮個人情報」であると考える。（要配慮個人情報の収集）

ひとり親世帯臨時特別給付金の支給対象の令和２年６月分に係る児童扶養手当受給者については、受給者からの申請は不要で支給する制度となっていることから、児童扶養手当の支給のために所有している個人情報を、児童扶養手当の支給の目的外であるひとり親世帯臨時特別給付金を支給するために利用する必要がある。（目的外利用）

ついては、要配慮個人情報の収集と個人情報の目的外利用について諮問を行うものである。

1. 事業概要

別紙１のとおり

1. 給付対象者

　別紙２のとおり（約１，５００名程度）

1. 利用・収集する個人情報

別紙２の支給対象者の支給要件が確認できる情報

（主な情報）

支給対象者：氏名、住所、電話番号、収入、児童扶養手当の受給資格者情報、婚姻の解消情報、配偶者の死亡情報、配偶者の障がいの情報、配偶者の生死が明らかでない情報、公的年金の給付情報

児童：　　　氏名、住所、生年月日、障がいの情報

1. 利用・収集の必要性

本給付金事業は、厚生労働省による事業で、支給対象者の要件は別紙２の支給要領で定められており、支給にあたっては上記（４）の個人情報の利用・収集が必要である。

1. 所属における適正管理について

所属における当該情報の取扱いについては、「個人情報の取扱い及び管理に関する要綱」に基づいて、適正に行う。

① 当該情報の取扱職員をあらかじめ定める。

　② 当該情報が記載された書面については、施錠可能な保管庫に保管し、電磁的記録については、所属サーバー上にパスワードを設定して保存する。取扱職員以外が閲覧等できないようにするなど、厳重に保管するものとする。

　　　③ 個人情報が含まれる電子媒体及び書類について保存期間が経過した場合は、「個人情報の取扱い及び管理に関する要綱」第13条に基づき、個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。